



栗原 大

HIROSHI KURIHARA

パートナー／弁護士
(東京弁護士会)

皆様の法律に関する様々な問題は、風邪に特效薬が存在しないのと同様、即座に解決できる魔法の薬というものがないので、各々の法律問題に沿った根本的な解決を図らなければ、いつまでも頭を悩ませることになりかねません。私は、皆様の法律問題の根本的な原因を探し、その解決策を皆様とともに考え、その場しのぎではない解決ができるような弁護士になれればと思い、日々研鑽しております。

略 歴

中央大学法学部法律学科卒業。旭ファイバーグラス株式会社入社。

平成 18 年 司法修習生（第 60 期）

平成 19 年 弁護士登録（東京弁護士会）

平成 24 年 原子力損害賠償紛争解決センター（文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室）主任調査官（現任）

平成 25 年 梅本・栗原・上田法律事務所（現京橋・宝町法律事務所）設立

主な取扱分野

リーガルカウンセル（法律顧問）、事業再生／倒産処理、一般企業法務／労働法務、離婚／相続、訴訟・紛争対応

著書・論文

「DV・セクハラ相談マニュアル」（編著 平成 24 年 商事法務）

「こんなときどうする？ 新版 女性のための法律相談ガイド」（編著 平成 21 年 ぎょうせい）

など多数